

陸閘閉扉基準・操作ルール変更のお知らせ

令和8年5月29日より気象庁の防災気象情報の体系が見直され、高潮における情報名称や発表基準等の運用が変わりました。発表される注意報・警報の名称に「レベル」が付記され、避難の判断がよりしやすくなりました。

これに伴い、仙台塩釜港湾事務所が管理する陸閘の閉扉基準及び操作ルールも変更となります。

高潮に関する変更点

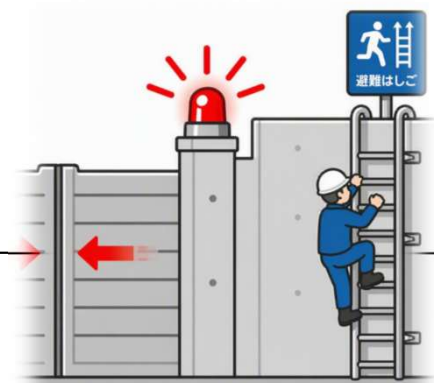
■ 高潮情報の名称変更

高潮特別警報、高潮警報 ➡ 「レベル4高潮危険警報」
高潮氾濫発生情報 ➡ 「レベル5高潮特別警報」

■ 対象区域

仙台塩釜港湾事務所管内のいずれかの市町で
高潮情報が発表された場合、管内全域で閉鎖

【所管区域】 仙台市東部、多賀城市、塩竈市、
七ヶ浜町、利府町、松島町



名称変更後の 陸閘閉扉基準

発表された情報

津波注意報

津波警報・大津波警報

レベル4高潮危険警報

レベル5高潮特別警報

✓ 注意報警報発表時は管内陸閘を全て閉鎖

仙台塩釜港湾事務所が所管する区域のいずれかで、閉扉基準である左記の注意報警報が発表された場合、管内にある全ての陸閘が閉鎖します。

✓ ゲートが動き始めたら階段・はしごで避難！

自動陸閘は注意報警報発表から約10分後に閉鎖作動します。ゲートが動き始めたら、施設付近の階段や避難はしごから避難するようにしてください。

✓ 閉鎖中は通行不可・早めの退避を！

閉鎖中は、閉扉基準となる注意報警報が解除されるまで、一切の車両等の出入りができません。気象情報を確認し、早めの移動・退避をお願いします。